

山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

山都町

1. 趣旨

本実施要領は、山都町が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

（1）事業名

山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業

（2）事業内容

山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

（3）履行場所

仕様書によるものとする。

（4）履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで

太陽光発電設備による発電電力の購入期間 施工完了後 17 年間以上
20 年間以下とする。（協議による）

（5）担当部署

山都町 環境水道課 環境衛生係

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地

電話 0967-72-4002 F A X 0967-72-1066

E-mail kan@town.kumamoto-yamato.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加表明書等の提出期限である令和 8 年 9 月 3 0 日において、次に掲げる条件のすべてを満たしている者とする。

る。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされた者

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされた者

- ・国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者

(3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税、市町村税において滞納がない者であること。

(4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(5) 山都町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないほか、これらと密接な関係を有していないこと。

(6) 業として本プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

(7) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含め、各資格者証の写し（表・裏）を提出すること。なお、外部委託も可とし、実施体制に明示すること。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・電気主任技術者（第 3 種以上）

4 実施スケジュール

項目	日程
----	----

募集開始	令和 8 年 9 月 1 5 日（火）
質問書受付期間	令和 8 年 9 月 1 5 日（火） ～令和 8 年 1 0 月 9 日（金）
質問書への回答予定日	令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）頃
参加表明書等の提出締切	令和 8 年 9 月 3 0 日（水）
施設見学申込締切（希望者のみ）	令和 8 年 9 月 3 0 日（水）
参加資格審査通知	令和 8 年 1 0 月 2 日（金）
施設見学	令和 8 年 1 0 月 5 日（月） ～令和 8 年 1 0 月 9 日（金）
技術提案書等の提出締切	令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）
審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 1 1 月中旬を予定
審査結果通知	令和 8 年 1 1 月下旬を予定

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出しなければならない。

提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

（１）提出期限

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）午後 5 時 0 0 分必着

（２）提出方法

郵送又は持参にて提出すること。

（１）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、町はその責を負わない。

（３）提出書類

- ・参加表明書（様式 1）
- ・参加資格審査調書（様式 2）

- ・業務実績書（様式３）

※国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和３年度から参加表明書等提出日までに電力の供給を開始した、ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備設置に係る業務実績を有する場合は、業務実績書（様式３）に記載し業務実績を証する契約書の写しを添えて提出すること。

なお、同自治体で複数契約がある場合は、自治体ごとに最低１契約分の提示でよいものとする。

- ・会社概要（様式任意）（会社概要、業務概要のわかるパンフレット等でも可）
- ・業務実施体制及び技術者の情報（様式４）
- ・納税等証明書（滞納がないことの証明）（国税、都道府県税、市町村税）の原本（参加表明書等提出期限から３ヶ月以内に発行されたものに限る。）

（４）提出部数

１部

（５）提出先

山都町 環境水道課 環境衛生係

〒861-3518 熊本県上益城郡山都町浜町６番地

電話 0967-72-4002 FAX 0967-72-1066

E-mail kan@town.kumamoto-yamato.lg.jp

６ 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

- （１）参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、町長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- （２）町長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終

日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 施設見学

本プロポーザルへの参加を希望する事業者に対し、下記のとおり施設見学を実施する。

（１）見学期間

令和８年１０月５日（月）から１０月９日（金）まで

午前９時～１２時、午後１時～５時

ただし、土日祝日を除く。

※ 期間内であっても、施設側の都合等により見学できない日時がある。

（２）見学申込期限

令和８年９月３０日（水）午後５時００分必着

（３）申込先

「５ 参加表明書等の提出（５）提出先」のとおり

（４）申込方法

施設見学申込書（様式５）に必要事項を記入の上、郵送、FAX、電子メール等で環境水道課宛てに提出すること。

※電子メールの場合は、件名に「【施設見学】山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業」と記載すること。

※提出後、環境水道課（0967-72-4002）へ電話し、到着確認をすること

（５）見学日の決定

令和８年１０月２日（金）までに電子メールにて通知する。他事業者と希望日時が重複した場合は、参加申込書の提出が早かった事業者を優先するものとする。

なお、参加資格審査の結果、参加資格を満たさなかった場合には、決定を取り消すものとする。

8 質問及び回答

(1) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 9 日（金）午後 5 時 0 0 分必着

(2) 提出先

「5 参加表明書等の提出（5）提出先」のとおり

(3) 提出方法

質問書（様式 6）に必要施行を記入の上、郵送、FAX、電子メール等で環境水道課宛てに提出すること。

※電子メールの場合は、件名に「【施設見学】山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業」と記載すること。

※提出後、環境水道課（0967-72-4002）へ電話し、到着確認をする

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）頃を目途に山都町ホームページで公表する。

9 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 5 時 0 0 分必着

なお、参加資格がないと認められた者からの技術提案は受け付けない。

(2) 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。

（1）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、町はその責めを負わない。

(3) 提出書類及び提出部数

- ・技術提案書提出書（様式 7） 正本 1 部、副本 5 部
- ・技術提案書（様式 8－1～様式 8－3） 正本 1 部、副本 5 部

(4) 提出先

「5 参加表明書等の提出 (5) 提出先」のとおり

(5) その他

技術提案書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

10 技術提案書作成にあたっての留意事項

(1) A4版長辺とじを基本とすること。A3版の使用も認めるが、その場合は片袖折り（Z折り）にして綴じること。

(2) 技術提案書には表紙をつけ、表題として「山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業」と記載すること。

(3) 技術提案書の正本（1部）は、フラットファイルに綴じ、表紙に社名を記載すること。また、副本（5部）はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。

(4) 提出できる技術提案は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの技術提案が含まれる提案も認めない。

(5) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

(6) 体裁は以下のとおりとする。

ア 文書は全て横書きとする。また、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

イ ワードプロソフト等を使用して作成し、文字サイズ12pt以上に設定すること。

ウ 言語は日本語、通貨は円とすること。

11 技術提案書の内容

仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。なお、検討にあたっては、参加資格があると認めた者に対して、以下の資料を提供するので参考とす

ること。

- ・施設の図面（屋根伏図・矩計図・単線結線図・電気室図面等）、構造計算書及び施設の１年間の電力使用量の30分値、自家消費料金の上限単価に係る資料

※ただし、施設等によっては資料をデータ等で提供できないものがあり、その場合は閲覧等で対応する。

（１）事業の実施内容（様式８－１）

次のア～オまでを必須事項として含めること。

ア 事業概要

設備のシステム構造図を記載すること。なお、本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱等に基づいたシステム構成としなければならない。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

対象施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

エ 設備設置仕様

太陽光発電設備の設置場所、設置方法を記載すること。なお、想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。また、設備設置時の屋根防水への影響を考慮し、設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は、事業者負担で修復を行うこと。

オ 非常時及び停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・ 非常時及び停電時のシステム構成図
- ・ 非常時及び停電時の利用、操作方法（特定不可への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

カ 自家消費料金単価

- ・ 「別紙 1 補助金限度額」に示す補助金限度額に応じて、本事業に町補助金を充当し低減した自家消費料金単価を提案すること。また、町補助金を充当しない場合の自家消費料金単価も示すこと。
- ・ 参加資格審査結果決定通知送付後に本町より提示された自家消費料金の上限単価に係る資料をもとに提案すること。なお、単価は事業期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。また、提案単価が「別紙 2 自家消費料金上限単価」に示す上限単価を超えている場合は失格（選定対象から除外）とする。

（２）事業実施体制（様式 8－２）

次のア～キまでを必須事項として含めること。

ア 事業実施体制図

代表事業者名、外部委託事業者名及びそれぞれの事業者における役割を明示するとともに、本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

イ 事業計画

工事計画概要（設備導入工程表）及び事業フローを記載すること。

ウ 運転計画

運転期間における維持管理、メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。

エ 県内地場企業の活用の提案

調査、資材調達、工事施工及び維持管理等において、熊本県地場企業（熊本県内に本社を有する企業）の活用（予定含む）について任

意の提案をすることができる。

オ 事業収支計画書（様式 8－3）

設備費、工事費、運転管理、維持管理等に要する費用、資金調達を含めた事業期間の事業収支計画書を作成し、提出すること。

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

12 説明会等

説明会等は実施しない。

13 審査方法等

（1）審査の主体

別に定める「山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業の候補者選定に係る公募型事業者選定委員会」において行う。

（2）審査（プレゼンテーション審査）

ア 概要

提案書、プレゼンテーション及び質疑応答を基に審査し、全審査委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。なお、全審査委員の評価点の合計が同点の場合は、審査基準における技術提案（1）の評価点の合計が高い1者を契約候補者として選定し、審査基準における技術提案（1）の評価点の合計が同点の場合は、審査基準における技術提案（6）の評価点の合計が高い1者を契約候補者として選定する。審査基準における技術提案（6）の評価点の合計が同点の場合は出席委員の多数決により決定することとし、それでも決しない場合は会長が決定する。ただし、各委員の評価点の平均点が35点（100点満点）に満たない場合は、本町が要求する水準に満たな

いものとして選定しない。

イ 実施日時及び会場

日時：令和8年11月中旬（予定）

※選定委員と調整のうえ、決定します。

会場：山都町役場内

※詳細は、後日メールにて通知をします。

ウ 所要時間

① プレゼンテーション 20～30 分間（予定）

② 質疑応答 10～20 分間（予定）

エ 審査の基準

審査基準によるものとする。

オ 留意事項

- ・提案書等に関するプレゼンテーション及び質疑応答は、別表「山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業提案書等審査基準」（以下「審査基準」という。）に示す審査項目について実施するものとする。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答に際して、追加資料は受理しない。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答を正当な理由なく欠席又は遅刻した場合は、本プロポーザルへの参加は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等町長がやむを得ないと認める理由により欠席又は遅刻した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でプレゼンテーション及び質疑応答を実施できるときは、再度町長が指示した日時においてプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとし、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でプレゼンテーション及び質疑応答を行うことが困難であると認められるときは失格とする。
- ・プレゼンテーションにおいて、スクリーン及びプロジェクターは、町が準備する。その他の機材等は必要に応じて各自参加事業

者にて用意すること。

14 審査（プロポーザル審査）選考結果の公表

契約候補者を決定した場合は、技術提案書記載の住所あてに選定又は非選定の結果を文書にて通知するとともに、町ホームページにおいて選定事業者名を公表する。

15 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、町にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、町に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして町が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、上限単価以下で町と契約を締結するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 契約保証金

山都町財務規則第 70 条に定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

ただし、国債の提供又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を免除できる。

ア 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去 2 年間の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 参加表明書等又は、技術提案書等に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該技術提案書は無効とし、委託契約を締結した後でも、これを破棄することができることとする。

(4) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出書類は返還しない。

(6) 本プロポーザルの参加者は契約候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 本プロポーザルは、契約候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容については、その内容を基本としつつも確約するものではない。

(8) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

別表「山都町有施設への太陽光発電設備等導入事業提案書等審査基準」

審査項目			審査基準	配点
技術提案	(1)	導入設備の内容	太陽光発電設備容量(kW)が大きい(対象施設合計) $\text{評価点} = \frac{(\text{事業者提案の太陽光発電設備出力の合計} - 300) (\text{kW})}{(\text{事業者提案最大の太陽光発電設備出力の合計} - 300) (\text{kW})} \times 20 \text{ 点}$ ※1 評価点は小数点以下四捨五入 ※2 事業者提案最大の太陽光発電設備出力の合計が300kW以下の場合は0点とする ※3 提案の太陽光発電設備出力が300kW以下の場合は0点とする	20
	(2)		蓄電池容量(kWh)が大きい(対象施設合計)	5
	(3)	設備の設置	風圧・積雪・地震等に対する配慮は妥当か	5
	(4)	仕様	屋上(屋根)防水に対する配慮は妥当か	10
	(5)	停電時の非常時における利用	非常時利用における利便性が充実しているか	5
	(6)	自家消費料金単価	上限設定単価と比較して安価になっているか $\text{評価点} = \frac{(\text{自家消費料金上限単価} - \text{事業者提案価格}) (\text{円})}{(\text{自家消費料金上限単価} - \text{事業者提案最低価格}) (\text{円})} \times 15 \text{ 点}$ ※1 評価点は小数点以下四捨五入 ※2 事業者提案最低価格が自家消費料金上限単価と同一の場合は0点とする ※3 事業者提案価格が上限設定単価を超える場合は失格とする	15
実施体制	(1)	施工能力	施工に係る提案内容の実施体制(従事するスタッフの経験や人数、専任性等)、及び施工スケジュールは適当か	10
	(2)	維持管理能力	維持管理等に係る提案内容の実施体制(従事するスタッフの経験や人数、専任性等)、メンテナンス計画、リス	10

			クに対する対策及び事業収支は適当か	
	(3)	地場企業の活用	熊本県地場企業（熊本県内に本社を有する企業）を活用しているか（調査・資材調達・工事施工・維持管理等）	5
	(4)	リスク対策	故障・緊急時の対応体制及び事業実施中のリスク対策は適当か	5
実績	(1)	類似実績	過去に PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備設置に係る業務実績があり、問題なく実施が見込めるか	10
合計				100